

## 出産手当金について ー共済組合からのお知らせー

組合員が出産のため勤務を休み、報酬の全部又は一部が支給されないときは、次の出産手当金が支給されます。

支給期間	出産日以前 42 日（多胎児の場合は 98 日）、出産後 56 日の合計 98 日（154 日）の間において勤務できなかった期間について支給されます。
支給額	1 日につき、標準報酬の日額の 3 分の 2 報酬の一部が支払われているときは、出産手当金との差額分だけ支給されます。

- (1) 正常分娩・異常分娩を問わず、妊娠 4 か月以上の出産が対象となります。
- (2) 出産の日が予定日より遅れた場合、その遅れた分についても出産手当金が支給されます。
- (3) 出産した当日は、出産の日以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）に含まれます。
- (4) 勤務を要しない日（週休・日曜日など）については、支給されません。

### 1. 請求書の配布

産後休暇終了日の属する月の翌月上旬に、該当の方に人事労務課福利厚生係より「出産手当金請求書」を郵送させていただきます。

※共済本部の指定様式につき、請求書は月別に分かれるため、複数枚送付します。

### 2. 請求方法及び支給日

出産手当金請求書に必要事項を記入・押印（シャチハタ印不可）し、医師又は助産師の証明欄に証明を受けた上で人事労務課福利厚生係へ提出してください。

※医師又は助産師の証明は、複数枚あるうちの 1 枚のみで差支えありません。

※毎月 20 日までに到着したのものについては、月末に振込予定です。それ以降に届いた分については、翌月末に振り込みます。

(例) 出 産 日 20XX 年 6 月 18 日  
産前産後休暇 20XX 年 5 月 8 日～20XX 年 8 月 13 日  
請 求 書 発 送 20XX 年 9 月上旬  
請 求 書 提 出 期 限 20XX 年 9 月 20 日  
支 給 日 20XX 年 9 月 30 日

### 3. その他

組合員期間が 1 年以上ある方が退職した際に、出産手当金の支給を受けている場合には、引き続き受給することが可能です。ただし、受給期間中に他の組合の被保険者となった場合には支給停止となりますので必ずご連絡ください。

#### 【問い合わせ先】

〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45  
東京医科歯科大学総務部人事労務課福利厚生係  
TEL : 03-5803-5043 (内線 5043)  
kyosai.adm@tmd.ac.jp